

書あり 師あり 友ありて



学校評価アンケートありがとうございました

学校長 平田 高之

保護者の皆様にご協力頂いた学校評価のアンケート結果や教員による教育評価アンケート結果等をもとに、次年度の教育内容・教育課程について検討をしているところです。お忙しい中、441名からご回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。

本年度新たに授業時数確保のために取り組みました「家庭訪問の希望制」については、約90%近くの方が肯定的なご意見でした。逆に、「テストの日程変更」については、約60%近くの方が否定的なご意見でした。

本年度の3年生につきましては、祝日が昨年度以上に多い厳しい状況の中でも、標記の取組や台風・インフルエンザによる休校が1日しかなかったこと（その欠時分について、3年生は2月に7時間授業を実施し補いました）等から、何とか標準授業時数の確保を図ることができる予定です。

2月27日に実施予定の「学校評議員会・学校評価委員会」でもご意見を伺い、3月には来年度の年間行事予定を確定し、アンケート結果とともにお知らせしたいと思います。

※ 来年度の主な予定 ※

- 1学期 始業式：4月7日 入学式：4月8日 終業式：7月20日
トライやる・ウィーク：6月1日～5日 修学旅行：6月3日～5日
明石市総合体育大会：6月26・27日（金曜・土曜開催）
※5月23日（土）オープンスクール・PTA総会
- 2学期 始業式：8月25日 終業式：12月24日
体育大会：9月12日 文化発表会：10月21日（市民会館大ホール）
- 3学期 始業式：1月7日 卒業式：3月10日 修了式：3月24日

令和2年度新入生説明会を実施いたしました

2月13日（木）に、令和2年度の新入生対象の入学説明会を実施いたしました。

本年度は、保護者の皆さんと児童を別々に、内容も少し変更して実施しました。入学説明会資料も、73期生徒会執行部の生徒にモデルになってもらい写真を多く取り入れる等工夫をしました。

児童対象の説明会では、学校生活についてクイズも織り交ぜながら矢野がパワーポイントを使いながら飽きないように工夫をしました。児童が楽しみにしている部活動についても、伊藤から部活動の意義や活動の様子等を写真で紹介し、その後、希望する児童は部活動見学をしました。4月から本校への入学に対する期待が少しでも高まっていればと願っています。

新型コロナウイルス対応について2

このことについては、「学校だより No. 39」で、当面の本校での対応についてお知らせしましたが、その後、国、県及び市からさまざまな連絡があり、県教育委員会から公立高等学校入学者選抜での留意事項の文書も届きましたので併せてお知らせいたします。

今後、状況が変化し、新たな情報等が入りましたら、ホームページ等でお知らせしますのでよろしくお願い致します。

1 兵庫県公立高等学校入学者選抜における対応について（県教育委員会より）

留意事項

- (1) 検査前日まで
 - ・手洗い、うがいの励行や咳エチケットの徹底等、健康管理に心がけて下さい。
- (2) 検査当日
 - ・検温を行うとともに、発熱・咳等の症状がある場合は、マスクを持参して下さい。
 - ・咳のひどい人や熱のある受検者は別室受験ができますので、申し出て下さい。
 - ・体調が悪くなった場合は速やかに監督者に申し出るようにして下さい

2. 相談体制

⇒あかし保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置

専用電話	受付時間
078-918-5439（あかし保健所内）	平日8:55～17:40

※受付時間外は明石市役所代表を通じ、24時間対応（休祝日含む）

◆中国から帰国の児童生徒等については、保健福祉部局、保健所及び学校医と連携を取り、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、以下の対応をとっていくことになります。

- (1) 帰国してから2週間の間に発熱（37.5度以上）の症状や呼吸器症状が出た児童生徒等については、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、速やかに保護者から地域の保健所に相談する。
- (2) 症状のないものについては、特に帰国してから2週間は健康観察等連絡を密にとり、武漢市を含む湖北省在住の方及び武漢市を含む湖北省在住の方と接触した方については、外出を控えていただき、厳重な健康観察を行います。

症状が出現した場合には、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、速やかに保護者から地域の保健所に相談していただくとともに、保健所からの指示や主治医、学校医の意見を聴取の上、学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとることについて適切に判断していきます。

3. 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止について

⇒新型コロナウイルス感染症が『指定感染症』に定められ、令和2年2月1日より、学校保健安全法に定める第一種感染症として、当該感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等がある場合には、治療するまで出席を停止させることができることになりました。